

平成 3 0 年 1 1 月 定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日)

福 祉 保 健 部

請願（新規）

受理番号 （受理年月日）	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
30年—30号 (30.11.27)	福祉保健	子どもの医療費の完全無料化を求 めることについて 新日本婦人の会鳥取県本部 署名者数 4,395名 (紹介議員) 市谷 知子 錦織 陽子 長谷川 稔	現在、小児医療費については、高校卒業（18歳）までの子どもを対象とし、医療機関毎に、入院に係る費用は1日当たり1,200円、通院に係る費用は1日当たり530円の月4日までを保護者負担の上限となるように助成している。 県では、子育て家庭への経済的支援のため、市町村と協働して、これまで医療費助成制度の対象の拡大を段階的に行い、平成28年度に「高校卒業（18歳）」までに拡大し、平成29年度には訪問看護に係る経費についても医療費助成の対象としたところである。 小児医療費制度は、市町村と県との協働事業であるため、制度改正を行うためには、すべての市町村との合意が前提となる。 平成30年度から未就学児までの医療費助成についての国民健康保険の国庫負担金の減額措置が廃止されたが、この際に厚生労働省から「見直しに伴って生じた財源についてはさらなる医療費助成ではなく他の少子化対策の充実に充てることを求める」との通知を受けている。 小児医療費助成事業 平成30年度予算：883,849千円（県1/2・市町村1/2）

【請願の要旨】

子どもの医療費助成にかかる通院、入院の負担金をなくし、完全無料化すること。

陳情（新規）

受理番号 （受理年月日）	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
30年—28号 （30.11.26）	福祉保健	待機児童解消、保育士等の処遇改善、 保育の無償化のための必要な措置を 求める意見書の提出について 鳥取の保育を考える会	本県において、毎年4月1日時点の待機児童はゼロであるが、年度中途の10月1日時点では待機児童が発生している。 【待機児童数】H29.10.1時点 116人（H30.10.1時点は調査中） 年度中途の待機児童解消を目指し、市町村が各市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する保育所等の施設整備や改修等の費用を国、県が助成している。 【平成30年度予算】保育所等整備事業 377,823千円（1施設） （負担割合：国1/2[安心子ども基金活用の場合は県]、市町村1/4。 子育て安心プランに参加する場合は国補助率を2/3に嵩上げ） 保育の質の向上に資する保育士の配置基準の改善については、国の子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」の中に、3歳児、1歳児及び4・5歳児の改善が盛り込まれている。現在、3歳児のみが公定価格に組み込まれている。県単独では、1歳児加配（6：1→4.5：1）を実施している。 4・5歳児の配置基準改善については、保育関係団体からも継続して要望をいただいているが、現時点で実施主体である市町村の同意が得られていない。 【平成30年度当初予算】低年齢児受入施設保育士等特別配置事業 179,980千円 保育士の処遇改善については、国の平成29年度予算において、保育士（民間）全職員について2%の処遇改善が行われたほか、技能・経験に応じて最大4万円の処遇改善が行われている。また、県単独加配の補助金においても単価引き上げを行い、各園で加配保育士も含めて処遇改善が実施できるよう予算措置をしている。 国が来年10月からの実施を目指している幼児教育・保育の無償化については、国の財政支援措置内容が確定していない状況にある。 なお、今年7月、幼児教育無償化について十分な財政措置を講じることや、保育士の更なる処遇改善と配置基準改善について、鳥取県議会議長含む鳥取県自治体代表者会議・鳥取県地方分権推進連盟により国に対し要望を実施した。

【陳情の要旨】

待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求めるもの。

陳情（新規）

受理番号 （受理年月日）	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
30年ー29号 (30. 11. 27)	福祉保健	保育士が専門性を発揮して働き続けられる保育環境を求めることについて 鳥取の保育を考える会	1 保育士の配置基準のうち4・5歳児については、国の子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」の中に、30:1から25:1への改善が盛り込まれている。 4・5歳児の配置基準改善については、保育関係団体からも継続して要望をいただいているが、現時点で実施主体である市町村の同意が得られていない。 2 保育士・保育教諭の処遇改善については、国の平成29年度予算において、保育士（民間）全職員について2%の処遇改善が行われたほか、技能・経験に応じて最大4万円の処遇改善が行われている。また、県単独加配の補助金においても単価引き上げを行い、各園で加配保育士も含めて処遇改善が実施できるよう予算措置をしている。 放課後児童クラブ支援員については、国の補助単価が40人規模の場合に最も高くなるよう設定されているが、国の平成29年度予算において40人規模のクラブを中心に国の運営費補助単価が大幅に引き上げられたほか、経験等に応じた処遇改善（最大3万円）が行われている。また、単県でも資格を持つ指導員に対する加算など処遇改善が実施できるよう予算措置を行っている。 なお、今年7月、保育士の更なる処遇改善と配置基準改善について、鳥取県自治体代表者会議・鳥取県地方分権推進連盟により国に対し要望を実施した。

【陳情の要旨】

- 1 一人の保育士が受け持つ子どもの人数の配置基準について4・5歳児の30:1を20:1に改善すること。
- 2 保育職員、保育教諭、放課後児童クラブ支援員などの賃金を専門職にふさわしい水準に引き上げるための県独自の補助事業を創設すること。